

乳幼児等医療費助成制度の変更市町のお知らせ

徳島県健康増進課

○平成21年11月1日から変更

1. 変更内容

(1) 助成対象年齢の拡大

市町村名	現行	変更後
徳島市	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
鳴門市	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
小松島市	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
吉野川市	入通院とも7歳未満	入通院とも小学校修了まで
阿波市	入通院とも12歳未満	入通院とも小学校修了まで
三好市	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
石井町	入通院とも9歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
那賀町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
牟岐町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
海陽町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学校修了まで
松茂町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
北島町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
藍住町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
板野町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで
上板町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学校修了まで
つるぎ町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学校修了まで
東みよし町	入通院とも7歳未満	入通院とも小学3年生修了まで

(2) その他の変更（所得制限・自己負担）

藍住町 所得制限あり

→ 所得制限なし

つるぎ町 所得制限あり・自己負担金あり

→ 所得制限なし・自己負担金なし

2 新公費負担者番号

別紙のとおり

〔47新規…吉野川市、海陽町、上板町、つるぎ町〕
〔48新規…つるぎ町〕

※ 制度改正により、公費負担者番号45の範囲が、「7歳未満」から「小学3年生修了まで」に拡大しています。（別紙参照）

担当 徳島県保健福祉部医療健康総局
健康増進課地域保健担当

TEL 088-621-2220

FAX 088-621-2841

乳幼児等医療費助成制度の拡大に係る市町村制度状況

市町村名	改正前(～平成21年10月31日)				改正の有無	改正後(平成21年11月1日～)				
	対象年齢(未満)		所得制限	自己負担金 600円/レセ		対象年齢(未満)		所得制限	自己負担金 600円/レセ	
	通院	入院				通院	入院			
徳島市	7	7	無	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	有	
鳴門市	7	7	無	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	有	
小松島市	7	7	無	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	有	
阿南市	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	無	なし	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	無	
吉野川市	7	7	無	有	あり	小学校修了まで	小学校修了まで	無	有	
阿波市	12	12	無	無	あり	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無	
美馬市	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無	なし	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無	
三好市	7	7	有	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有	
勝浦町	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無※3	なし	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無※3	
上勝町	小学校修了まで	小学校修了まで	有	無	なし	小学校修了まで	小学校修了まで	有	無	
佐那河内村	中学校修了まで	中学校修了まで	無	無	なし	中学校修了まで	中学校修了まで	無	無	
石井町	9	9	有	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有	
神山町	中学校修了まで	中学校修了まで	無	無	なし	中学校修了まで	中学校修了まで	無	無	
那賀町	7	7	無	無	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	無	
美波町	小学校修了まで	小学校修了まで	有	有	なし	小学校修了まで	小学校修了まで	有	有	
牟岐町	7	7	有	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有	
海陽町	7	7	無	有	あり	小学校修了まで	小学校修了まで	無	有	
松茂町	7	7	有	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有	
北島町	7	7	無	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	有	
藍住町	7	7	有※1	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	無	有	
板野町	7	7	有	有※2	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有※2	
上板町	7	7	有	有	あり	小学校修了まで	小学校修了まで	有	有	
つるぎ町	7	7	有	有	あり	小学校修了まで	小学校修了まで	無	無	
東みよし町	7	7	有	有	あり	小学3年修了まで	小学3年修了まで	有	有	

※1 所得制限超過者に対して年3万円まで償還給付

※2 一部自己負担金の1/2を償還給付

※3 勝浦町の7歳～小学校修了の部分については、自己負担金の徴収あり

 網掛けは改正部分

乳幼児等医療費助成制度公費負担者番号(平成21年11月1日以降)

	市町村名	公費負担者番号		
		小学3年生修了まで	小学4年生以上	1レセプト600円徴収しない市町村
1	徳島市	45360013		
2	鳴門市	45360021		
3	小松島市	45360039		
4	阿南市	45360047		48360044
5	吉野川市	45360518	47360516	
6	阿波市	45360526	47360524	48360523
7	美馬市	45360534	47360532	48360531
8	三好市	45360542		
9	勝浦町	45360054	47360052	48360051
10	上勝町	45360062	47360060	48360069
11	佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12	石井町	45360088		
13	神山町	45360096	47360094	48360093
14	那賀町	45360625		48360622
15	美波町	45360641	47360649	
16	牟岐町	45360195		
17	海陽町	45360658	47360656	
18	松茂町	45360237		
19	北島町	45360245		
20	藍住町	45360252		
21	板野町	45360260		
22	上板町	45360278	47360276	
23	つるぎ町	45360617	47360615	48360614
24	東みよし町	45360633		

- ※ 平成21年11月1日より、助成対象年齢拡大のため、公費負担者番号45の範囲が「7歳未満」から「小学3年生修了まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)」に拡大されます。
このため、一部の市町村では、7歳以上小学3年生修了までの間の者は、公費負担者番号が47から45に変わることにご注意ください。
- ※ 公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学3年生修了まで」と表記していますが、正確には「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。